

【35 釈 文】勢多郡森下村越後大工鑑札拝借証文

(寛政十一年：一七九九)

差上申一札之事

一 御焼印壹枚 大工越後国出雲崎

甚五郎

未九月八日より

右之通御焼印壹枚、御拝借仕候

処、相違無二御座一候、御運上之義者、無二

違背一御上納可レ仕候、若シ紛失仕候ハ、

御定之過料急度御上納可レ仕候、以上

川通森下村

組頭 伊(伴力) 治<sup>①</sup>

寛政十一未年九月 同 郷左衛門<sup>①</sup>

同 孫右衛門<sup>①</sup>

同 伝右衛門<sup>①</sup>

名主 甚左衛門<sup>①</sup>

堰方

御役所

【35読み下し文】

差し上げ申す一札の事

一 御焼き印壹枚 大工越後国出雲崎

甚五郎

未九月八日より

右の通り御焼き印壹枚、御拝借仕（つかまつ）り候

処、相違御座無く候、御運上（うんじょう）の義は、

違背（いはい）無く御上納仕るべく候、若（も）し紛失仕り候はば、御定めのお料（かりよう）急度（きつと）御上納仕るべく候、以上

川通り森下村

組頭 伊（伴力） 治<sup>①</sup>

寛政十一未年九月 同 郷左衛門<sup>①</sup>

同 孫右衛門<sup>①</sup>

同 伝右衛門<sup>①</sup>

名主 甚左衛門<sup>①</sup>

堰方

御役所